

日本歯科医学会会長賞授賞基準

第1条 この基準は、日本歯科医学会規程第27条の規定に基づき、これを定める。

第2条 日本歯科医学会会長賞（以下「学会会長賞」という。）は、この基準の定めるところにより授与する。

第3条 専門分科会代表者、認定分科会代表者、歯科大学学長、大学歯学部長、日本歯科医師会会長は、次の各号の1に該当する者があった場合、日本歯科医学会（以下「学会」という。）所定の様式により毎年9月末日までに学会会長に推薦するものとする。

- 一 日本歯科医学会の活動に多大な貢献をし、歯科医学・医術の研究に成果を収め歯科医学・医療の向上に特に顕著な貢献があったと認められる者。
- 二 日本歯科医学会の活動に多大な貢献をし、歯科医学教育に30年以上従事し、その向上に特に著しい功績があったと認められる者。
- 三 日本歯科医学会の活動に多大な貢献をし、地域歯科医療に30年以上従事し、地域において指導的な役割を担い、地域社会の歯科保健衛生の向上に著しい功労があったと認められる者。

第4条 学会会長は、第3条の規定に該当する者の推薦があった場合、学会顕彰審議会の議を経て学会理事会において、7名以内を選び、学会会長賞を授与する。

授賞は、当該年度2月開催の評議員会において行う。

2 学会会長賞に副賞を合せて授与する。

3 第1項の学会顕彰審議会は、委員若干名をもって構成し、学会会長が委嘱する。

4 学会顕彰審議会委員の任期は、その委嘱した学会会長の在任期間とする。

第5条 この基準の改廃は、学会理事会の議を経て評議員会の議決を要する。

附 則

この基準は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年9月11日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第 106 条第 1 項に定める公益法人の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。